

「放課後等デイサービス」事業運営の適正化を求める意見書

児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」事業については、主に6歳～18歳の特別支援学校等に通学する児童・生徒が対象となるもので、障害児らの生活能力の向上のため、学校の授業終了後の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動の場を提供するものであり、国などが利用料を負担する制度です。

平成24年の制度開始以来、参入する事業者が各地で急増し、昨年初めて1万か所を超え、発達障害児を中心に利用者も17万人に達しています。

しかしながら、利用料は9割が公費負担で、安定的に利用者が見込める制度であり、職員に障害者や児童の支援経験は必要ないため、新聞報道によると、福祉とは無縁の営利事業者が多数参入しているといった運営基準の甘さから、ずさんな運営などで行政処分を受ける例が相次いでいます。こうした状況を受け、厚生労働省は、平成29年4月から職員配置の要件を厳格化し、管理責任者には、障害者か児童の支援経験が3年以上必要とし、児童らに接する指導員にも資格や経験が要件に加えられました。昨年4月から新規の事業者には義務づけされ、それ以前に指定を受けた事業者には今年4月から適用されています。

また、今年3月に当該事業者への報酬減額改定が行われ、一定数の事業者が廃止に追い込まれ、残った事業者の経営をも圧迫すると懸念されます。

よって、障害児及び保護者にとって「放課後等デイサービス」はなくてはならない障害児の居場所である実情に鑑み、このような現状を踏まえ、国に対し更なる当該事業に関する運営基準の見直し後の適正な事業運営とともに報酬改定の影響を早急に検証し、必要に応じ適正な措置を行うことを含め、当該事業運営の適正化を図るよう方策を講じることを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年7月6日

千代田区議会議長 松本佳子

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿